

第15回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

- 事業報告
 - 「主要な営業所及び工場」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第15期 (2023年8月1日から2024年7月31日まで)

プレミアアンチエイジング株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所及び工場 (2024年7月31日現在)

当 社	本 社：東京都港区 事務所：大宮事務所 さいたま市大宮区
蓓安美（上海）化粧品 有 限 公 司	本 社：中国上海市静安区
株 式 会 社 ベ ネ ク ス	本 社：神奈川県厚木市

主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	633百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	418百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	418百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	107百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	12百万円

(注) 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、蓓安美（上海）化粧品有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、日常の管理業務において、社内規程に則り牽制機能を働かせながら業務を行うほか、「職務権限規程」に応じた決裁権限を適切に行使することで、各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。

なお、当社は2022年8月16日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を一部改定する決議をしております。その基本方針は、以下のとおりとなっております。

- ① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等（正社員、嘱託社員、パートタイマー及びアルバイト）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社グループは、「プレミアアンチエイジング行動規範」「コンプライアンス規程」に基づき、役職員がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (ii) コーポレート本部担当役員を委員長として社外弁護士等を委員に含めるコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの全社的な推進と実効性確保に向けた諸施策の企画を行う。
 - (iii) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行う。
 - (iv) 監査役は、業務執行部門から独立し、法令が定める権限を行使し、取締役及び執行役員の職務の執行を監査する。
 - (v) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及び子会社において効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
 - (vi) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
 - (vii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「情報取扱管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- (ii) 事業部門は、諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。権限を越える業務を行う場合は、経営会議による審議を経て社長による決裁もしくは取締役会による決議を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理する。
- (iii) リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役、執行役員及び監査役に対し報告を行う。
- (iv) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 当社及び子会社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (ii) 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
- (iii) 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤取締役、執行役員及び各事業本部の本部長並びに常勤監査役により構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。
- (iv) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社グループは、当社の取締役または執行役員が各子会社の取締役を兼務し、グループ各社の取締役会において事業の進捗状況及び重要事項の報告や協議を実施する。
 - (ii) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。
 - (iii) 各子会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき社員等を置くことを求めた場合における当該社員等に関する事項、及び当該社員等の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項並びに当該社員等に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき社員等を置くことを求めた場合、監査役職務を補助する社員等を配置する。
 - (ii) 監査役は、監査役職務を補助する社員等の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。
 - (iii) 配置された監査役職務を補助する社員等は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役及び執行役員からの指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役及び執行役員は、監査役の出席する取締役会その他重要な会議において担当する職務の執行状況を報告する。
 - (ii) 取締役、執行役員及び社員等は、当社に法令・定款に違反する恐れのある事実や著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。また、内部通報制度に基づく通報があった場合は遅滞なく監査役に報告する。
 - (iii) 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び社員等に説明を求めることができる。監査役から説明を求められた場合には、取締役、執行役員及び社員等は遅滞なく監査役に報告する。
 - (iv) 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び社員等に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
 - (ii) 内部監査室長は、監査役と連携を図り、情報交換を行う。
 - (iii) 取締役、執行役員及び社員等は、監査役が会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が充分に行える体制を整える。また、監査役が顧問法律事務所と何時でも会社経営全般についての法律相談を行える体制を整える。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

- ⑪ 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益供与を行わない。法務部に不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、法務部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署等と連携して適切な措置を講じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社の内

部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コーポレート本部担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、経営企画本部長、法務担当本部長、品質保証担当部長等により構成され、原則として四半期に1回開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスにおける基本方針や計画及び体制の策定に関する事項等について報告及び協議を行っております。

② リスク管理に関する取組み

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、コーポレート本部担当役員を委員長としたリスクマネジメント委員会を設置し、常勤取締役、執行役員等により構成され、原則として四半期に1回開催しております。リスクマネジメント委員会では、リスクマネジメントにおける基本方針や計画及び体制の策定に関する事項等について報告及び協議を行っております。

③ 監査役の監査体制

監査役は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会及び経営会議を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。常勤監査役は必要に応じて他の社内の重要会議へも出席し、代表取締役社長を含む取締役との面談や主要部門との面談等を通じて、全社の状況を把握しながら監査を行っております。さらに、会計監査人、内部監査部門等との連携を密にして、監査の効率性、実効性を高めるように努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から)
(2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,351	1,351	4,888	△1	7,590
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,483		△1,483
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△1,483	-	△1,483
当 期 末 残 高	1,351	1,351	3,404	△1	6,106

	そ の 他 の 包 括 利 益 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 額 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	19	19	7,609
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,483
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	△1,484
当 期 末 残 高	17	17	6,124

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 蓓安美（上海）化粧品有限公司
株式会社ベネクス

なお、前連結会計年度において連結子会社であったプレミア・ウェルネスサイエンス株式会社は、2023年11月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・主要な非連結子会社の名称 威耐可適商貿（北京）有限公司
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社亀鶴は当連結会計年度において清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 威耐可適商貿（北京）有限公司
- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の適用の範囲から除外しても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蓓安美（上海）化粧品有限公司の決算日は12月31日となっております。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 重要な会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ.棚卸資産

- ・ 製品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～39年

車両運搬具 6年

工具器具備品 2年～20年

ロ.無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。特許権については12年間の定額法により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ.賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ.貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ハ.契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業内容として化粧品・健康食品及びリカバリーウェアの企画、開発、輸出入、通信販売、卸及び小売業務を行っております。これらの製品販売においては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。

製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

返品権付きの販売については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から商品等を回収する権利については、売上原価を認識せず、返品資産を計上しております。

個人の顧客に対し、製品の購入に応じてポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「施設利用権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」は、開示の明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	610百万円
無形固定資産	999百万円
減損損失	495百万円

上記のうち、当社の有形固定資産及び無形固定資産並びに減損損失は以下のとおりです。

有形固定資産	597百万円
無形固定資産	458百万円
減損損失	495百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候の把握に際して、当社及び連結子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合や経営環境の著しい悪化の場合、あるいは固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるとしております。

当社グループの固定資産の減損損失の認識及び測定は、減損の兆候が把握された各資産グループの事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローの合理的な見積りに基づいて判定しております。

当社は当連結会計年度まで継続して営業損失を計上していることから、事業の用に供する資産グループについては減損の兆候があると判断しております。しかしながら、減損損失の認識を判定した結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

なお、遊休状態になり将来の用途が定まっていない資産については、減損の兆候を把握し、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。

ロ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは当社の取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該計画は当社グループにおけるブランド別の売上成長率及び営業費用を主要な仮定としております。

ハ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、見積りに用いた前提条件や仮定は不確実性が高いと判断しております。その見積りの前提にした条件や

仮定に変更が生じ、今後、見直しが必要となった場合、割引前将来キャッシュ・フローに重要な影響を与え、減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	22百万円
車両運搬具	6百万円
工具器具備品	69百万円
計	98百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

種類	減損損失
ソフトウェア仮勘定	492百万円
商標権	3百万円

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位をグルーピングの基準にしており、連結子会社は各社をグルーピングの単位としております。また、遊休資産については個別資産別に減損損失の判定を行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産については、今後の使用計画がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 契約損失及び契約損失引当金繰入額

クラウドサービスの使用中止を決定したことに伴う当該システムのライセンス契約等に関する「契約損失」を147百万円、当該ライセンス契約等の将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、「契約損失引当金繰入額」を361百万円計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,720,534株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第2回新株予約権（2020年5月29日取締役会決議分） 普通株式 10,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、広告出稿及び商品開発計画に照らして、必要な資金を自己資本や銀行借入等によって調達しております。資金運用については、資金の流動性及び安全性を確保するため、預金に限定して運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の使途は、主に運転資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金	471	460	△10
資 産 計	471	460	△10
社 債	43	43	0
長 期 借 入 金	980	971	△8
負 債 計	1,024	1,015	△8

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」、「一年内償還予定社債」及び「一年内返済予定長期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10
関係会社株式	0

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	4,760	—	—	—
売 掛 金	1,727	—	—	—
敷 金	4	467	—	—
合 計	6,492	467	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社 債	26	26	17	—	—	—
長期借入金	385	279	172	225	41	261
合 計	412	306	189	225	41	261

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金	—	460	—	460
資 産 合 計	—	460	—	460
社 債	—	43	—	43
長期借入金	—	971	—	971
負 債 合 計	—	1,015	—	1,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷 金

合理的に見積もった返済期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて現在価値を算定しております。

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該科目の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 702円33銭

(2) 1株当たり当期純損失 170円10銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	報告セグメント		合計
	アンチエイジング事業	リカバリー事業	
当社サイト経由の通信販売	13,178	－	13,178
卸売販売	3,780	－	3,780
その他	1,380	2,020	3,401
顧客との契約から生じる収益	18,338	2,020	20,359
外部顧客への売上高	18,338	2,020	20,359

(注) 卸売販売とはプレミアムアンチエイジング株式会社の行う卸売販売を指します。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、当社グループの報告セグメントは「化粧品品の製造・販売事業」のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、当連結会計年度より、当社グループにおける「リカバリー事業」の重要性が増したためセグメント情報を開示しております。

また、当連結会計年度より、従来「化粧品品の製造・販売事業」としていた報告セグメントの名称を、「アンチエイジング事業」へ変更しています。

なお、当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

(3) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本

となる重要な事項に関する注記等（4）重要な会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(4) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債及び返金負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2023年8月1日)	当連結会計年度末 (2024年7月31日)
契約負債	114	171
返金負債	72	85

連結貸借対照表において、返金負債は流動負債の「その他」に含めておりません。

契約負債はポイントプログラムによるものであります。将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として認識して契約負債に計上しており、ポイントが利用された時点で収益として認識しております。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、114百万円であります。

返金負債は返品権が付いた商品の販売契約に関するものであり、顧客との契約に基づき、販売に関連し支払うと見込まれる額を負債として計上しており、顧客から商品又は製品が返品された時点で返金負債から取り崩します。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の返金負債残高に含まれていたものは、72百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権)

2024年9月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションに関する報酬等の決定に関する議案を、2024年10月29日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) スtockオプションの発行目的

当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲や士気をより一層高め、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対してストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は400個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(2)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。なお、割当日後に株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。ただし、行使期間の最終日が当社の休日当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

イ. 新株予約権の割当日の翌日の2年後の応答日から、新株予約権の割当日の翌日の3年後の応答日（当該応答日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

ロ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応答日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の8年後の応答日（当該応答日を含む。当該新株予約権を権利行使することができる期間の最終日）までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

12. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年9月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるプレミア・ウェルネスサイエンス株式会社を吸収合併することを決議し、2023年11月1日付で吸収合併を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

被結合企業の名称	プレミア・ウェルネスサイエンス株式会社
事業の内容	健康、美容、アンチエイジング、スポーツに関する研究開発・製品開発、及びこれらの受託コンサルティング業務

(2) 企業結合日

2023年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、プレミア・ウェルネスサイエンス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

プレミアアンチエイジング株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ経営の効率化を図るため、吸収合併を行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から)
(2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,351	1,351	1,351	4,730	4,730	△1	7,432	7,432
当期変動額								
当期純損失 (△)				△1,567	△1,567		△1,567	△1,567
当期変動額 合計	-	-	-	△1,567	△1,567	-	△1,567	△1,567
当期末残高	1,351	1,351	1,351	3,163	3,163	△1	5,864	5,864

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ③ 棚卸資産
 - ・製品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～39年
車両運搬具	6年
工具器具備品	2年～20年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ② 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ③ 契約損失引当金 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主要な事業内容として化粧品の製造及び販売を行っております。これらの製品販売においては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。

製品の販売においては、通信販売及び卸売販売ともに出荷時から当該製品の支配

が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

返品権付きの販売については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から商品等を回収する権利については、売上原価を認識せず、返品資産を計上しております。

個人の顧客に対し、製品の購入に応じてポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「施設利用権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」及び「預り金」は開示の明瞭性を高める観点から、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	597百万円
無形固定資産	458百万円
減損損失	495百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	20百万円
車両運搬具	6百万円
工具器具備品	63百万円
計	90百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	641百万円
② 長期金銭債権	562百万円
③ 短期金銭債務	68百万円

(3) 保証債務

関係会社の金銭債務に対して、次の通り債務保証を行っております。
株式会社ベネクス 2百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 19百万円

(2) 貸倒引当金繰入額

当子会社である蓓安美（上海）化粧品有限公司等に対するものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 155株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	16百万円
返金負債	26百万円
減価償却超過額	6百万円
敷金償却費	4百万円
未払金	14百万円
棚卸資産	204百万円
出資金評価損	159百万円
貸倒引当金	226百万円
契約損失引当金	110百万円
減損損失	151百万円
税務上の繰越欠損金	406百万円
その他	96百万円
繰延税金資産小計	1,423百万円
評価性引当額	△1,403百万円
繰延税金資産合計	20百万円
繰延税金負債	
その他	△20百万円
繰延税金負債合計	△20百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	蓓安美(上海) 化粧品有限公司	所有 直接100%	資金の援助 製品の販売 役員の兼任	資金の 貸付(注1)	—	関係会社 貸付金 (注3)	562
				利息の 受取(注1)	19	その他 流動資産 (注3)	52
				製品の 販売(注2)	63	売掛金 (注3)	376
				設立時 費用立替	—	立替金 (注3)	180

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
 2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
 3. 蓓安美(上海)化粧品有限公司に対する貸付金等の期末残高に対し、720百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 672円55銭
 (2) 1株当たり当期純損失 179円75銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。